

広島市教育委員会規則第6号

令和8年5月22日

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 松井 勝 憲

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則

第1条 広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）

の一部を次のように改正する。

「

別表広島市立広島工業高等学校の項中

機械科
自動車科
情報電子科
電気科
建築科
環境設備科

を

」

「

機械科
自動車科

情報電子科

電気科

建築科

環境設備科

情報工学科

デザイン工学科

に改める。

」

第2条 広島市立高等学校学則の一部を次のように改正する。

「

機械科

自動車科

情報電子科

電気科

建築科

環境設備科

情報工学科

デザイン工学科

別表広島市立広島工業高等学校の項中

を

」

「

機械科

自動車科

電気科

建築科

情報工学科

デザイン工学科

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和11年4月1日から施行する。
- 2 令和9年度の広島市立広島工業高等学校への入学に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。